

和泉市いずみの国歴史館条例の改正について

生涯学習部文化遺産活用課

1 和泉市いずみの国歴史館条例を改正する必要性

国においては、平成21年に公文書等の管理に関する法律が制定され、国立公文書館等は、国及び独立行政法人等から歴史公文書等の移管を受け、永久にこれを保存し、国民による利用に供する役割を担うことが明確化された。

本市においては、令和5年度中に公文書管理条例を制定し、同条例第11条及び第12条の規定により、実施機関が保管する歴史的に重要な公文書のうち、保存期間の満了したものを教育委員会に移管し、特定歴史公文書として、一般の利用に供することが定められる。

また、令和5年10月30日庁議では、市史編さん室を市役所分館から和泉市いずみの国歴史館に移転し、市民から寄贈された古文書等の地域資料並びに実施機関から移管された特定歴史公文書を保存し、これらを一般の利用に供する「文書館」機能を、和泉市いずみの国歴史館に設置することが定められる見込みである。

以上を踏まえ、和泉市いずみの国歴史館の機能を拡充して、郷土の歴史資料及び文化財の公開を推進し、かつ新たに特定歴史公文書を収集し、保管し、及び展示して一般の利用に供するため、特定歴史公文書等に関する業務を所管事業に追加するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 和泉市いずみの国歴史館条例を改正する要点

平成10年に制定した和泉市いずみの国歴史館条例を、次の通り改正する。

- ①郷土の歴史資料及び文化財について、従来の収集・保管・展示に加えて、一般の利用に供することを所管事業に位置付ける。
- ②特定歴史公文書を永久に保存し、一般の利用に供することを所管事業に位置付ける。

3 条例の概要

第1条：設置 第2条：名称及び位置 第3条：事業 第4条：職員
第5条：資料等の利用 第6条：入館の許可 第7条：入館料 第8条：損害賠償
第9条：委任

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月	第4回定例会（厚生文教委員会）報告
令和6年1月	パブリックコメント
令和6年2月下旬	条例案を市議会に提案
令和6～7年度	古文書等地域資料の公開準備（旧所蔵者との連絡等） 旧永年保管文書の評価選別、利用規定等の整備 等
令和8年4月1日	条例の施行

これまでの経過と「文書館」機能の必要性

1. これまでの経過

全国…公文書管理法の施行、各地における「文書館」施設の設立

和泉市…市史編さん事業、市民からの資料寄贈・寄託

和泉創発プラン、令和3年6月15日開催の庁議

令和3年8月11日付け文書館業務検討委員会の答申

2. 「文書館」機能の必要性

和泉市における歴史公文書の管理と公開をめぐる現状と課題

「文書館」の事業概要 「文書館」の設置による効果

(参考) 公文書のライフサイクルと文書館の役割

1. これまでの経過

【全国における動向】

▼公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）平成21年

- 第34条：地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

▼文書館・公文書館の設置状況

- 全国の施設（設置数）：国1、都道府県44、政令市12、市町村40
- 大阪府下の施設（開設年）
：大阪府公文書館（S61）、大阪市公文書館（S63）、豊中市文書館（H15）

【和泉市における動向】

- 市史編さん事業（H8～）により市民の継承してきた地域資料を受入、調査・研究。
- 現大阪公立大学との合同調査…市内24か所で実現。町会の理解と協力。

1. これまでの経過

- 第5次和泉市総合計画（平成28～令和7年度）
- 和泉創発プラン（令和2～令和6年度）市史編さん事業を通じて調査・収集した古文書や歴史的価値を有する公文書を一般に公開する「文書館」の開設に取り組む。
- 令和3年6月15日開催の庁議 北西部地域公共施設再編成事業に係る公共施設の配置計画を策定。市史編さん室については「文書館としての機能・運営内容等を踏まえ移転先を検討」。
- 《令和3年8月11日付け文書館業務検討委員会の答申》
文書館の基本理念「歴史に学び、現在を捉え、未来を見通す文書館」
役割、機能、施設・体制などの基本的な考え方を示す。地域資料を継続的に保管する施設の必要性。設置場所の候補地として「まなびのプラザ」を挙げる。
- 令和7年前後…分館除却、庁舎第1分館新設、文書管理システム更新、市史完結

2. 「文書館」機能の必要性

【概要】 歴史公文書とは？

《令和3年8月11日付け文書館業務検討委員会の答申》（要約）

市制施行以前の公文書

市域の歴史、文化、学術、事件、災害などに関する重要な情報

政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報

市の組織の変遷

市民を取り巻く社会環境、自然環境などに関する重要な情報

市民の権利及び義務に関する重要な情報

《具体例》

〇〇制度創設関係資料／〇〇条例制定関係資料／他市町村・他機関との協定に関する資料／基本計画等策定過程の資料／機構改革関連資料、附属機関等委員の任免関連資料、人事関連資料／予算要求、決算書、補正予算、基金・積立金の設立・廃止、交付税／激甚災害、新型コロナウイルス感染症に関する資料／市議会議事録、議決結果、審議会関連資料／市有財産の譲渡、取得、収容、用途変更、廃止等に関する資料

2. 「文書館」機能の必要性

【和泉市における歴史公文書の管理と公開をめぐる現状】

- 和泉市文書取扱規則

第19条：保存期間 永年・10年・5年・3年・1年

第21条第6項：第1項又は第3項及び第4項の廃棄の手續を経た文書のうち、歴史又は文化に関する資料として重要と認められるものについては、第2項の規定にかかわらず、文化財所管部署に引き継ぐことができる。

【和泉市における歴史公文書の管理と公開をめぐる課題】

- 「永年」保存文書の累積 → 公文書管理条例の制定と「30年」への変更
- 保存年限満了の公文書を評価選別する根拠・体制なし
→ 恣意的・過失的な廃棄・選別の防止
- 歴史公文書の公開制度・管理体制・例規なし → 全庁的な体制の構築

2. 「文書館」機能の必要性

【「文書館」の事業概要】

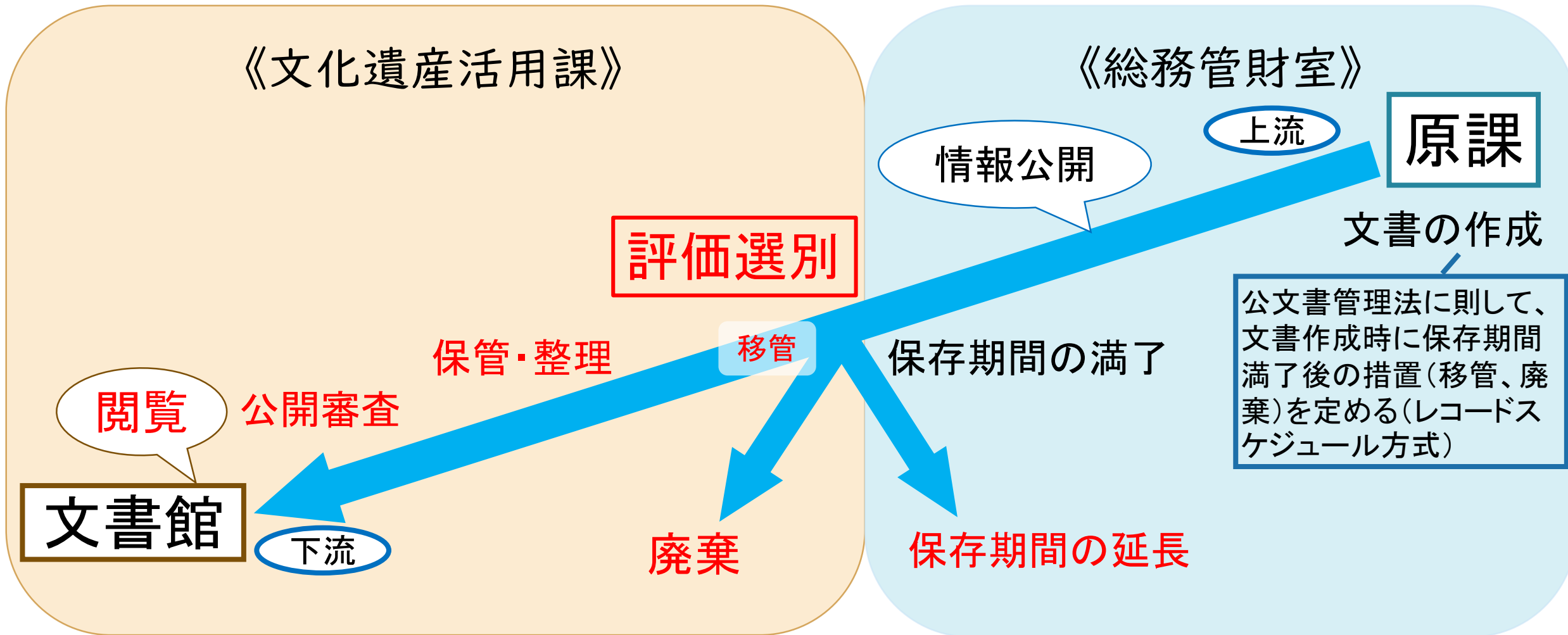
- 市史編さん室からの事業の継続
地域資料の収集保存、調査研究、書籍の刊行、古文書講座等
- 「文書館」の設置による新規事業の開拓
現用文書管理との連携、歴史公文書の収集・保存（評価選別）
地域資料・歴史公文書の公開、デジタルアーカイブの構築による発信

【「文書館」の設置による効果】

- 市民の知る権利を保障し、効率的な行政運営に寄与
- 文化・教育・生涯学習機能の充実。市民の誇りと郷土愛の醸成（教育大綱）
- 情報発信による市のアピール
- 庁内における一貫した文書管理の推進及び文書量の削減

(参考) 公文書のライフサイクルと文書館の役割

～川の流れに例えられる公文書のライフサイクル～



議案第 号

和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市いずみの国歴史館の機能を拡充して、郷土の歴史資料及び文化財の公開を推進し、かつ新たに特定歴史公文書を収集し、保管し、及び展示して一般の利用に供するため、特定歴史公文書等に関する業務を所管事業に追加するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例（案）

和泉市いずみの国歴史館条例（平成10年和泉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第3条 歴史館は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 郷土の歴史資料及び文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいい、これらの資料を含む。）<u>（以下「資料等」という。）を収集し、保管し、及び展示して一般の利用に供すること。</u></p> <p>(2) <u>和泉市公文書管理条例（令和●年和泉市条例第●号）第11条及び第12条の規定により、特定歴史公文書（和泉市公文書管理条例第2条第4号に規定する特定歴史公文書をいう。）を永久に保存し、及び一般の利用に供すること。</u></p> <p>(3) <u>郷土の歴史並びに資料等及び歴史公文書（和泉市公文書管理条例第2条第3号に規定する歴史公文書をいう。）を調査し、及び研究すること。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 歴史館は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 郷土の歴史資料及び文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいい、これらの資料を含む。以下同じ。）<u>の収集保管及び陳列展示</u></p> <p>(2) <u>郷土の歴史及び文化財の調査研究</u></p>

新	旧
<p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が第1条に規定する目的を達成するために必要と認める事業 (資料等の利用) 第5条 研究その他の教育目的のために、歴史館が管理する<u>資料等</u>を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p>	<p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が第1条に規定する目的を達成するために必要と認める事業 (資料等の利用) 第5条 研究その他の教育目的のために、歴史館が管理する<u>郷土の歴史資料及び文化財</u>（以下「資料等」という。）を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。